

法教育 出張授業のご案内

～次の世代を担う若い人たちのために～



法教育とは？

学習指導要領にも取り上げられ、近年注目を集める法教育。私たちは、法教育とは「法とは何か、どのように作られ、用いられるのかについて、知識だけではなく、その基礎にある自由・平等・公正などの原理・価値を教えるとともに、その知識を応用して使いこなす技能と、それを踏まえて主体的に行動しようとする意欲と態度を身につけてもらう教育」と考えています。

幅広いプログラム

私たちは、民事・刑事の模擬裁判、裁判員評議体験プログラム、配分的正義・ルール作りなどをテーマにしたディスカッション、各種講演等、幅広いプログラムを提供しています。詳細については裏面をご覧ください。



お気軽にご相談ください

お申し込みの方法については裏面をご覧ください。
ご不明な点やご要望がございましたら、どうぞお気軽に第一東京弁護士会までご連絡・ご相談ください。

<http://www.ichiben.or.jp/approach/lecture/lecture.html#demaie>

第一東京弁護士会の取り組み

第一東京弁護士会では、学校における法教育をサポートするため、出張授業に特に力を入れています。1994年に全国の弁護士会に先駆けて学校における刑事模擬裁判の指導を始めて以来、プログラムや教材の見直しを重ねてきました。その他にも、夏休み・春休みにおけるジュニアロースクールの開催、教員研修を始めとする教育現場との協働、シンポジウムなどの研究活動への協力など、多岐にわたって活動しています。

弁護士が授業に関わる意義

多くの生徒は、テレビで弁護士を見たことはあっても、実際に弁護士に会った経験はありません。「弁護士ってどんな人なんだろう？」—そんな興味から、熱心に耳を傾けてくれます。また先生方からは、「法についてどうやって教えたら良いかわからなかった。参考になった。」という声を数多く頂いています。私たちは教育の専門家ではありませんが、法律実務家としての経験を活かし、学校の先生方と協力しながら、より良い授業作りのお手伝いをしたいと思っています。



法教育プログラムのご案内

下記のリストは、私たちが提供している出張授業の例であり、具体的な内容は学校と担当弁護士との打ち合わせにより決定します。第一東京弁護士会のウェブサイトではより詳細な情報をご覧ください。

<http://www.ichiben.or.jp/approach/lecture/lecture.html#demaie>

タイトル	主な対象者	概要
これって公平？不公平？	小学校高学年	兄弟間での食べ物の分け方、リレーの選手の決め方など、いくつかの設定で、公平かどうかを考えてもらいます(配分的正義)。形式的な平等が必ずしも公平ではない場合があることを理解してもらいます。
わたしたちと法～ルール・権威	小学校高学年	ルールのない世界の物語を読み進めながら、ルールや法の意義・三権分立・ルール評価などを学びます。
刑事模擬裁判 (裁判員裁判の体験)	小学校高学年 中学生 高校生	対象児童・生徒の発達段階に応じたシナリオを使い、生徒が中心になって刑事裁判を演じます。その後、裁判員になったつもりで判決について議論(評議)をします。生徒が反対尋問を考えるプログラムや、裁判部分のDVDを見て評議のみを行うプログラムもあります。刑事裁判の仕組み・意義を理解するだけではなく、他者との評議による事実の多角的検討を学びます。
模擬調停 民事模擬裁判	小学校高学年 中学生 高校生	友人同士のトラブル・ご近所問題などの身近な題材を使い、各自が利害の対立する当事者の1人、あるいは仲裁をする立場になって、調停方式で紛争解決方法を考えます。民事裁判を行うプログラムもあります。対立と合意、利害関係の調整などを学びます。
ルール作り	小学校高学年 中学生	マンションのペット問題・体育館をつかうクラブ同士の調整などの身近な題材を使い、各自が利害の対立する当事者の1人になりきって、各班におけるディスカッションにより紛争解決方法(ルール)を考えます。ルールや法の意義・ルール評価などを学びます。
公平に分けるには？	中学生 高校生	避難所に届けられたシュークリームをどう分ければ公平なのか、限られた税金をどう使うべきかなどの題材を用いて、配分的正義について考え、具体的な提案をもらいます。
これは差別でしょうか	中学生 高校生	男女差別・年齢による差別などが問題になった実際の裁判を題材にしたテーマを検討します。憲法14条(平等原則)や配分的正義について学びます。
解雇は有効？無効？	高校生	労働問題について考えてもらいます。架空の事例を用いて、求人票をどう見るべきか、解雇はどのような場合に認められるのかを検討してもらいます。
講演	適宜	裁判、弁護士の仕事、いじめ問題、人権問題など、学校からの要望にお応えして様々なテーマでの講演にも応じています。



■申し込み方法

第一東京弁護士会のウェブサイトから申込書をダウンロードしていただき、所定の事項をご記入のうえ、ファクシミリにてお送りください。また、ご不明な点があれば、以下の問い合わせ先までご連絡ください

- 申込書ダウンロード：<http://www.ichiben.or.jp/approach/lecture/lecture.html#demaie>
- 申込書送付・問い合わせ先：第一東京弁護士会 TEL：03(3595)8582・FAX：03(3595)8577

実施日時は、学校のご希望に合わせて決めさせていただきますが、担当弁護士のスケジュールや、他校の実施日時との調整の関係上、「ご希望の日時」の2ヵ月前迄にご連絡ください。スケジュールの都合上、やむをえずお引き受けできないこともありますので、ご了承ください。

学校に弁護士が出向いて実施いたします。ただし、原則として東京都内に限らせて頂きます。参加される生徒の人数に合わせて、講堂、体育館、通常教室等、適宜の場所をご用意ください。費用についてはご相談ください。